

開 会 (午後13時30分)

○開会の宣告

○議長(遠藤則政君) 皆さん、どうも大変お疲れさまです。

開会に先立ちまして、本日の総会は全委員が出席しておりますので、富岡町農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることを報告いたします。

ただいまから令和2年第7回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(遠藤則政君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(遠藤則政君) 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりであります。

---

○会議録署名委員の指名

○議長(遠藤則政君) 早速ですが、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定により、議長において

8番 渡 辺 康 男 君

9番 林 秀 樹 君

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(遠藤則政君) 続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤則政君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長(遠藤則政君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（遠藤則政君） それでは、早速議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、ここで皆様にお諮りいたします。

議案第21号の別紙1、2は譲受人が同一者でありますので、一括して審議したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 事務局長より朗読と別紙1及び別紙2についての農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

なお、別紙2は、上段の番号から申請の事由欄の読み上げは省略してください。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である1番、渡辺高一君の説明を求めます。

渡辺高一君。

○1番（渡辺高一君） これについては、双方に電話連絡で確認しております。内容については、ただいま局長が説明したとおりであります。

皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） 今回取得する農地は300平米となっておりますが、周辺は〇〇〇さんが所有している田んぼでしょうか。

○議長（遠藤則政君） 今の質問に対して。事務局。深谷君

○事務局主事（深谷広次君） ご質問のありました農地について、申請時に確認をしておりますが、自身所有の農地と一体的に農業を行いたいと伺っております。

○8番（渡辺康男君） わかりました。

○議長（遠藤則政君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第21号別紙1及び別紙2を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。  
事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である6番、小坂竜也君の説明を求めます。

6番、小坂竜也君。

○6番（小坂竜也君） 今月8日水曜日午前10時に会長、渡辺高一委員、渡辺伸委員、横田推進委員、事務局3名と私の計7名で現地調査に行ってきました。詳細について事務局の説明にあったとおりですので、私のほうからは22ページの現況写真が現況と相違ないことを確認したことをお伝えします。  
ご審議よろしくお願ひします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

なお、これ質問する方、この別紙にある内容を読んでから質問してください。

事務局。

○事務局主事（安田尚希君） 訂正お願ひします。18ページ、先ほど事務局長から訂正させていただきましたが、転用目的、事業計画の費用内訳の欄です。費用内訳の欄の建築費が〇〇〇円で合計〇〇〇円というふうに訂正お願ひいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（遠藤則政君） ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

次に、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局長より朗読と別紙1の農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である7番、渡辺伸君の説明を求めます。

7番、渡辺伸君。

○7番（渡辺 伸君） 報告申し上げます。

先ほど小坂委員からありました7月8日、同じ日の同じメンバーで現地を調査しました。宅地前ということで、以前はハウスがありまして、シイタケを実際栽培していたという形跡は私も以前確認しておりました。本人と電話で内容は確認しております。内容も間違いないというふうなことで確認しましたので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

3番、原田八十治君。

○3番（原田八十治君） この申請の事由のところを見ると、会社、従業員の使う事業所が不足して、社員の駐車場ということで、この事業所は、ここの図面でいうと、どの、これ離れているのかな。

○事務局主事（安田尚希君） 事務所は図面にあります住宅を活用します。震災以前からの建物となっております。

○議長（遠藤則政君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第23号別紙1を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

次に、別紙2を審議します。

事務局長の朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である1番、渡辺高一君の説明を求めます。

1番、渡辺高一君。

○1番（渡辺高一君） 現地調査を先ほどのメンバー7名で7月の8日、現地調査しました。それで、内容については、今局長が話した内容で問題ありません。以前から数回変更申請（追加）をしていますが、今回は図面見てのとおり、大型車がカーブが曲がれないため、迂回路と待避路を設けたいと申請がありました。工期については、年度末まで。皆様のご審議よろしくお願ひします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

○議長（遠藤則政君） 質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第23号別紙2を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である7番、渡辺伸君の説明を求めます。

渡辺伸君。

○7番（渡辺 伸君） 報告します。

7月8日、先ほどと同じメンバーで現地を調査いたしました。現地は、局長から報告ありましたとおり、保全管理はされてきていましたが、石が多く耕運作業機械が損傷したこともあって、途中で作業が終わっていたと、現地で説明を受けていました。当該地を見ますと、やはり表面に碎石等が確認できます。譲渡人がこの土地を取得したとき、説明あったとおりですが、それから現在まで耕作に使用したという状況は形跡が見られないと確認できます。この農地を取得した経緯から見れば、3年3耕作を進めている農業委員会として、本当にこれが適正かという、ちょっと疑問を持つような案件というふうに私は判断しますので、その辺も含めて皆様のご審議をお願いしたい。なお、譲渡人とは翌9日に電話で、この申請内容については間違いないというふうなことは確認しております。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

ただいまの説明に皆様からのご質問等ございませんか。

8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） この別紙の説明資料に石が多く農地に不向きであるというようなこと、宅地

分譲を目的とした盛土云々で、その中に石が混ざっていたとのことで、この52ページの写真を見ても、これを取得するときに既に分かっていたと思います。農地として利用できるかできないか。にもかかわらず取得したということは、不動産取得目的ではないかというふうに言われても、致し方ないのかなと思うのです。しかも、保全管理をしたが、石が多くてというふうな理由を言っているようですが、保全管理も終了し、営農された形跡もないということから、これは許可不適當が相当だというふうに私は思いますので、意見を付して農業会議のほうに進達すべきであると、私は思います。

以上です。皆さんの意見をお願いします。

○議長（遠藤則政君） 次、3番、原田君。

○3番（原田八十治君） 今渡辺委員同様、私も許可不適當、最終的にそう判断をします。渡辺委員もおっしゃったと思うのですが、農業を行うためではなく不動産取得目的として農地を取得したのではないかと。この案件。買い求めた〇〇〇さんについては、ちゃんと保全管理もしくは、本来の農地に戻して、農業をやっていただきたい、これが私の意見であります。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 石井さん。

○最適化推進委委員（石井功君） この48ページの図面、集成図を見ますと、集成図には細かく書いてありますよね。説明によりますと、以前宅地を申請していたということですが、宅地を申請するにも農地法が必要ですよね。もこの当時はどうだったのですか。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局（畠山信也君） 先ほどの別紙説明資料の中の2枚目米印のところですね。このときに既に平成元年のときに農地転用の許可を受けていて、それを取り消した上での3条申請だということだったので、許可を受けて施工していたということになります。そういう質問ではなかったですか。

○最適化推進委委員（石井君） 宅地は許可申請して、通ったわけだ。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） はい。

○議長（遠藤則政君） 原田君。

○3番（原田八十治君） 当時は誓約書などなかったため、このようなことが起きてしまったが今後は誓約書の提出を厳しく求めて行くべきと意見します。

○議長（遠藤則政君） 貴重な意見ありがとうございます。

ほかに。

渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） 営農計画書の提出があった以上、石を取り除いたり、客土するなど行い野菜を作付けすべきだったのでは。全く作付けするための行動もなく、いきなり転用で他人へ貸すとなっては、これは、不許可相当と判断します。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ほかに。

○8番（渡辺康男君） 農業委員会にとっても、こういう例が今後出てこないとも限らないので、前例をつくらないためにも、この農業委員会のメンバー総意の上で県に進達しては。各委員の意見も聞いた上で、総意で県のほうに進達していただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤則政君） 私もそれ考えてきたのだけれども、手法としてそれはやってはならないということのをさっき事務局から申し渡されたのです。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 採決の際にそれはできないですが、質疑の中で皆さんの意見を聞いてもらうのは構いません。

○議長（遠藤則政君） 分かりました。

それでは、今言うとおりの、では1人ずつ意見をお聞かせ願いますか。

○議長（遠藤則政君） 小坂君。

○6番（小坂竜也君） 3年3耕作には拘束力がなく、出した申請は受理して、ここに審議にかけてくれということだったのですけれども、面積が大きい案件って県案件ですよ。町で意見を述べても、県のほうで許可相当だろうという、そういうもくろみで申請されているのですかね。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 県に進達するに当たっては、まず福島県農業会議が開催する常設審議会というところに我々が出席をして、農業委員会ではどんな意見が出されたのかということの説明を求められます。その中で、我々事務局の職員が、農業委員会の総意でこういう意見が出されたということを申し上げます。ただ、判断については県の判断になるので、そこは私のほうで何ら申し上げることはできないというところが現実です。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 1番、渡辺君。

○1番（渡辺高一君） 受付の段階で事務局のほうでも、まだ3年たっていないのでというような忠告はしているのですよね。ですけれども、一応どういうふうな審議になるか、提出させてくださいというようなことで出た案件です。私は皆さんの審議の上、委員会の今後のこともあるので、その辺を少し個人的に判断してもらいたいなど。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 2番の深谷さん、意見として。

○2番（深谷 昇君） 今言ったように、やっぱりこれは今までこういう前例もないし、それでまして〇〇〇さんは農業委員もやられましたね。

○議長（遠藤則政君） 前にね。

○2番（深谷 昇君） 前やっていた。そして、今回これ出してみても、皆さんの意見を聞いて、それからもう一度やってみるか、今渡辺委員が言ったように、そういうあれなのかもしれませんが、前回

農業委員ということをやっているのです、その辺はもう少し自覚してもらってもいいのではないかと。駄目なものは駄目とはっきり言ってもらったほうがいいと思う。

○議長（遠藤則政君） 佐藤君。

○4番（佐藤 忠君） 経緯の順番から見ても、どうしてもちょっと地元ながらも納得できないようなところあると思います。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 次、笹山君。

○5番（笹山光政君） 私も許可しないが妥当だと思います。

○議長（遠藤則政君） 小坂君は言ったから、あと伸君。

○7番（渡辺 伸君） 長く農業委員を務めています、このような案件は経験したことないです。皆さんが今おっしゃるように、ルールに反していると、そういうふうを感じざるを得ない。これは許可するにはちょっと我々のほうも逆にモラルを問われてしまうのかなというふうに思います。

○議長（遠藤則政君） では、渡辺さん言ったから、今度は林君、最後。

○9番（林 秀樹君） 不許可相当でしょうね。農地として活用できない相談などして農業委員会として判断できていれば、今回の農地転用も問題がなかったのかもしれない。

○議長（遠藤則政君） あとは最適化推進委員の方々。

石井さん。

○最適化推進委員（石井君） 農業委員会総会を聞いていますと、乱暴な案件が最近上がってくるのだよね。農業委員会として、もっと筋をびしっと入れないと、こういう案件が将来どんどん上がってくる可能性が出てくると。

○議長（遠藤則政君） 佐藤君は何かありますか。

○最適化推進委員（佐藤清隆君） この2枚目の説明文の中で、結局前の所有者の〇〇〇さんは宅地分譲等で転用許可を得たのですよね。何で途中で頓挫したという経緯はどういうことなのでしょう。

○議長（遠藤則政君） 〇〇〇さんが頓挫した。

深谷君。

○事務局主事（深谷広次君） こちらに載せておりませんが、震災があった影響により事業を進めていた事業者が倒産してしまったということで、お話を伺っております。

○最適化推進委員（佐藤清隆君） それで、宙ぶらりんになってしまったわけですか。

○事務局主事（深谷広次君） そうです。

○最適化推進委員（佐藤清隆君） やはり前の〇〇〇さんの責任ではないということかな。結局建築業者が潰れてしまったのが一番問題と。

○事務局主事（深谷広次君） そうです。

○議長（遠藤則政君） ほかに最適化推進委員の方々質問ありますか。



○6番（小坂竜也君） 今農業委員の総意をまとめて、役場のほうで県に進達書類を出すと思うのですけれども、その書き方次第によっては、強い意見なのか、そうでないのか、あると思うのですけれども、それをまとめて、私たちに、こういう形で出しますよという確認させていただける機会とかというはあるのですか。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） お答え申し上げます。

一回、先ほど申し上げた常設審議委員会というものが今月の28日に開催されて、そこで説明することになります。ですので、皆さんに集まっていただいて、こういうふうになりましたというのはなかなか難しいかと思うのですけれども、少なくとも会長、会長職務代理には、こういうふうに回答したいというふうな確認をした上で進達したいというふうに思っております。

以上です。

○8番（渡辺康男君） 強い文面で進達しないと、この総意が弱くなってしまうので。前例ができてしまう。強い文面で県の農業会議に進達をしていただきたいということを付け加えておきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤則政君） それでは、質問等出尽くしたようでありますから、質疑を終了したいと思います。

これより議案第24号を採決いたします。

本案についての賛成の諸君の挙手をお願いします。

[挙手なし]

○議長（遠藤則政君） 許可相当について全員否ということで意思がありましたので、これをもって県に進達することに決しました。

次に、議案第25号 農地の権利取得時における下限面積の引き下げについてを議題とします。

本日の午前に農地調整委員会を開催し、正式な案を決定しておりますので、農地調整委員長より説明を求めます。

6番、小坂竜也君。

○6番（小坂竜也君） それでは、私から農地調整委員会の協議結果などについて申し上げます。

農地調整委員会を今日の午前10時に開催し、出席者は委員長の私、副委員長の佐藤忠委員、深谷委員、渡辺康男委員の4名、事務局から局長、次長兼課長、事務局職員の3名、計7名です。

議題は、町農業委員会が別段に定める下限面積の案を決定することです。

議案書55ページを御覧ください。農地調整委員会で協議した結果、1、農地法施行規則第17条第1項に基づく別段面積は該当なし。2、農地法施行規則第17条第2項に基づく別段面積を下の表のとおりとする案を決定しました。まず、農業振興地域内の農用地を30アール、その他の農地を10ア

ールとすることを案として提示します。

詳しい協議状況については、事務局から説明があります。

私の説明は以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

事務局、畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） それでは、別紙資料、農地調整委員会協議資料、両面刷り、こちらを御覧いただければと思います。

まず、おさらいを含めて、（１）、農地法の規定について、皆様ご存じのとおりでございますけれども、農地法第３条第２項の規定によりまして、農地を取得しようとする場合、取得後の面積が50アール以上とならなければなりません。しかし、法施行規則第17条において、地域の実情に応じて農業委員会が別段の面積を定めることが可能であり、当町は、赤囲みしております第17条第２項の担い手が不足している地域、こちらに該当いたします。

参考資料としまして、裏面の下段に農地法施行規則の第17条を抜粋して掲載しております。こちらは、後ほど見ていただければというふうに思います。

表のほうに戻っていただきまして、（２）にはこれまで総会で皆様から出された意見などを整理して記載しております。こちらは、説明は省略させていただきます。

（３）がこれまでの協議等々を踏まえた案となります。まず、（３）の①、第17条第１項に基づく別段面積、こちらは先ほどの（１）の農地法の規定のところの平均規模が小さい地域というところになっておりますので、こちらは我々は該当なしです。

次に、（３）の②、農地法施行規則第17条第２項に基づく別段面積としまして、先ほど小坂委員長からありましたとおり、農業振興地域内の農用地、いわゆる農振青地を３反、その他の農地を１反と設定する案でございます。

なお、これまでの協議において、住宅や宅地などに付随する農地、こちらを１アールと設定することとしておりました。こちらについて、事務局でそのように設定している各農業委員会に聞き取りをしたところ、活用の実績がほとんどないよというところ、それからこちらが宅地付随しているかどうか判断するのに迷うところがあるよというところで、分かりやすいほうがいいよなんていうアドバイスがありました。こういったところから、今言ったように分かりやすくすることも含めまして、農振の青地を30アール、その他の農地を10アールというふうにしたいというふうに思っております。

裏面を御覧ください。（４）としまして、先月の総会で太陽光、大規模メガソーラーの農地についての取扱いについて意見が出されております。事務局で整理、それから福島県に確認をしましたので、ご報告申し上げます。先月の総会で申し上げましたとおり、これらの用地は復興特区制度を活用して特例的に転用が許可されて、農振の見直し、農振農用地についても次回の総合見直しの時点で除外すればいいよというふうにされた農地が大半でございます。逆に言うと、そうすると現時点では農地で

はなくて、いわゆる農地法の規定から外れている土地という扱いになります。原則的には太陽光終わった後に農地に戻すこととしているものの、農地を取得しようとする時点、3条申請を上げようとする時点において農地ではない以上、この土地を農地として取り扱うことは不適切だよということを県から確認をしました。こちらについては、この分の農地、ここにある農地を農地とみなすことで下限面積が達成される場合においても同様ということを確認してございます。

改めてになりますけれども、1ページに戻っていただきまして、(3)のとおり、農振農用地を3反、その他の農地を1反とする案を総会に提出するに至りました。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤則政君） ただいまの小坂委員からの説明及び事務局の補足説明に対して何か質問があればお願いします。

9番、林君。

○9番（林 秀樹君） 扱いがなくなってしまった1アールについては。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 今回事務局の案として出させていただいたものについては、その他農地10アールというふうに全部一律に規定をするというところがございますので、最低でも10アールにしてくれないかというような案内していくことになるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ほかに今の案件。

林君、いいかな。

○9番（林 秀樹君） いいのではないですか。

○議長（遠藤則政君） では、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

○議長（遠藤則政君） ほかになければ。

〔「なし」と言う人あり〕

---

○閉会の宣告

○議長（遠藤則政君） それでは、ないようですから、以上をもちまして令和2年第7回定例総会を

閉会いたします。皆さん、長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。